

# 四国生乳販連ニュース

四国四県の生産者と連合会をつなぐコミュニケーション紙

## 第28号

発行日／平成26年4月30日

発行所／四国生乳販売農業協同組合連合会

〒760-0023 香川県高松市寿町1丁目1番12号

編集・発行人／菊川 時彦



## 平成26年度事業開始にあたって

酪農家の皆様並びに会員の役職員の皆様におかれましては、日頃より本会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、政権交代を機に①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略という3本の矢が掲げられました。大胆な金融政策は、円安による輸出産業の好景気を招きましたが、一方酪農産業は円安によるコストアップを余儀なくされております。機動的な財政政策は、大規模な公共事業を復活させ、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、景気は上昇傾向にあります。しかし、民間投資を喚起する成長戦略については、一部の大企業には効果がみられたものの、中小企業や地方への波及は未だ感じられず、全国的な景気回復は程遠い状況と言われております。そのような中、今年の4月から17年ぶりに消費税率が5%から8%に引き上げられました。政府は様々な負担軽減策を準備しておりますが、家計費への影響が懸念されております。消費増税により、飲用牛乳の消費に影響が出ないことを願うばかりです。

TPPについては、昨年3月には日本が交渉へ参加入りしました。25年の年内合意は断念されましたが、直近では、日米間で利害が対立している農産品目の重要5項目の関税を巡り、ギリギリの交渉が行われているようであり、引き続き交渉の動向を注視していく必要があります。

酪農経営状況につきましては、①飼料生産国での不作を起因とした酪農新興国との需要競合、②円安による輸入飼料価格や光熱費の高騰、等を要因として生乳生産費は急騰し、非常に厳しい経営を余儀なくされております。そのような中、25年度の乳価交渉につきましては、10月から飲用向け（但し25年度に限り学乳は除く）に対して5円/kg引き上げる内容で決着いたしました。しかし、生産コスト等の上昇分を補えるほどの十分な値上げとは言えず、離農等による更なる生乳生産基盤の脆弱化が懸念されるところであります。

本会といたしましては、酪農家の経営安定を図るため生乳の有利販売並びに集送乳合理化等による手取乳価の確保に努めて参ります。手取乳価確保のためには、生乳の安全・安心に係る取り組みを通じて良質乳の生産向上及び各種事業推進に対して、酪農家の皆様並びに関係機関のご理解とご協力が必要不可欠であります。役職員一丸となって事業推進に鋭意努めて参る所存でございますので、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

四国生乳販売農業協同組合連合会  
代表理事会長 柳 瀬 一 範

# 平成25年度平準化結果報告について

## 1. 25年度手取乳価等について

(1) 25年度の年間平均プール乳価（平均成分加算金1.26円/kg含む）は、108円89銭/kg、前年比1円93銭/kgの上昇となった。（10月からの飲用向け値上げ要因等による）

(2) 25年度の四国全体の集送乳経費は、総額804,806千円、1kg当たり6円25銭となり、上半期と同水準で確定した。集送乳の合理化等による効果が一定程度出ている地域もあるが、島内需要の減少（前年差△7,190t）により、島外搬出量が増加（前年差+3,297t）する構造的な要因により、集送乳経費全体としてはやや上昇傾向にある。

(3) 手取乳価 【販連のプール乳価－集送乳経費（プール）＝手取乳価】

平成25年度の平均手取乳価（平均成分加算金1.26円/kg含む）は、102円64銭/kgの結果となり、前年比1円67銭/kgの上昇となった。

(4) 有利販売（飲用化促進）を図るため広域需給調整等を実施すると、販売価格は上昇する一方、送乳経費などについては、増加となることがある。従って、乳価と経費は連動・関係する観点から、以下のとおり手取乳価として総合的に表した。

平成25年度乳価及び集送乳経費並びに手取乳価の推移

（単位：kg・円）

項目 月	総受託 乳量	プール乳価			集送乳経費		平均手取 乳価 ③ (①-②)	前年 同月比
		単月 単価	累計 単価①	前年 同月比	単価 ②	前年比		
4月	11,596,240	103.76	103.76	+1.28	6.25	+0.26	97.51	+1.03
5月	11,862,818	105.89	104.84	+0.65	6.25	+0.26	98.59	-0.24
6月	10,910,492	107.52	105.69	+0.46	6.25	+0.26	99.44	+0.21
7月	10,529,065	106.60	105.90	+0.37	6.25	+0.26	99.65	+0.11
8月	9,916,738	105.94	105.91	+0.32	6.25	+0.26	99.66	+0.06
9月	10,094,425	106.58	106.01	+0.18	6.25	+0.26	99.76	-0.08
10月	10,419,460	110.73 (+3.30)	106.66	+0.61	6.25	+0.26	100.41	+0.35
11月	10,203,781	110.70 (+4.19)	107.15	+1.04	6.25	+0.26	100.90	+0.78
12月	10,614,758	108.92 (+3.75)	107.34	+1.34	6.25	+0.26	101.09	+1.08
1月	10,945,546	108.45 (+3.80)	107.46	+1.59	6.25	+0.26	101.21	+1.34
2月	10,125,313	109.38 (+3.76)	107.62	+1.78	6.25	+0.26	101.37	+1.52
3月	11,419,555	107.69 (+3.38)	107.63	+1.92	6.25	+0.26	101.38	+1.67
合計	128,638,191		107.63 (108.89)	+1.92 (+1.93)	6.25	+0.26	101.38 (102.64)	+1.67 (+1.67)

※消費税は含まない。（ ）金額には、平均成分加算金（年間平均1.26円/kg）を含む。

## 《平成25年度集送乳経費平準化単価の内訳》

項目	金額(千円)	1kg単価	24年度/単価差
集乳経費(運賃)	485,000	3.77	+0.06
送乳経費(運賃)	278,926	2.17	+0.09
集送乳経費(小計)	763,926	@5.94	+0.15
地域CS経費	50,446	0.39	+0.01
広域CS経費(大津・応神町)	52,981	0.41	+0.02
合理化対策費	△62,547	△0.49	+0.08
(小計)	40,880	0.31	+0.11
合計	804,806	@6.25	+0.26

## 2. 25年度四国の生乳生産動向

## (1) 受託乳量の動向及び受託農家戸数(3月末)

- ①平成25年度四国の総受託乳量は128,638ト(前年対比97.1%)の実績となった。
- ②会員別では、徳島県34,668ト(前年対比97.0%)、香川県34,474ト(前年対比98.0%)、愛媛県36,976ト(前年対比94.8%)、高知県22,520ト(前年対比99.5%)の推移。
- ③生乳計画生産対策は、最終目標数量(12月調整後)に対して、徳島県がアローワンス以上に未達であったが、四国全体としては、ペナルティ(超過・未達)は発生しないため、徳島へのペナルティは適用しないこととする。
- ④受託農家戸数については、409戸となり、前年同期比26戸の減少。

## 【受託乳量】

(単位: トン・%・戸・kg)

会員団体	第1・四半期		第2・四半期		第3・四半期		第4・四半期	
		前年比		前年比		前年比		前年比
徳島県	9,404	99.1	8,272	97.0	8,421	98.0	8,571	93.7
香川県	9,184	98.7	8,030	97.2	8,355	97.0	8,905	99.2
愛媛県	9,872	97.0	8,846	95.0	9,000	93.9	9,258	93.3
高知県	5,909	97.0	5,392	101.7	5,462	99.0	5,757	100.8
合計	34,369	98.0	30,540	97.2	31,238	96.7	32,491	96.2

会員団体	累計		出荷農家戸数	計画生産目標数量	25年度実績 (公共144,853kg除く)	
		前年比				対比
徳島県	34,668	97.0	124	35,275,000	34,668,299	98.3
香川県	34,474	98.0	100	34,275,000	34,450,550	100.5
愛媛県	36,976	94.8	126	37,357,000	36,976,004	99.0
高知県	22,520	99.5	59	22,393,000	22,398,485	100.0
合計	128,638	97.1	409	129,300,000	128,493,338	99.4

※ 計画生産の25年度実績は(公共除く。チーズ含む)

## 3. 25年度四国の用途別販売実績

用途別販売実績は、飲用等向け（飲用＋学乳＋はっ酵）120,354ト（前年比98.0%）、特定乳製品向け（加工向け）5,909ト（前年比79.4%）、生クリーム向け2,134ト（前年比110.0%）、チーズ向け95ト（前年比67.8%）の用途実績となった。25年度の加工比率は4.6%（24年度5.6%）であった。

## 【用途別販売実績】

（単位：トン・%）

用途 【比率】	第1・四半期		第2・四半期		第3・四半期		第4・四半期		累計	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
飲用 【86.3】	28,618	99.9	26,782	98.0	27,481	100.1	28,098	100.9	110,979	99.7
学乳 【3.5】	1,295	98.0	727	96.3	1,346	101.4	1,190	98.2	4,558	98.7
はっ酵乳 【3.7】	1,746	97.9	1,657	96.2	683	40.8	731	40.8	4,817	69.1
飲用等 【93.5】	31,659	99.7	29,166	97.8	29,510	96.9	30,019	97.3	120,354	98.0
加工 【4.6】	2,102	78.4	737	72.5	1,138	83.9	1,932	80.7	5,909	79.4
生クリーム 【1.7】	539	99.3	576	111.6	531	126.5	488	105.9	2,134	110.0
チーズ 【0.1】	24	56.6	26	94.3	23	50.2	22	90.6	95	67.8
公共分 【0.1】	45	111.4	35	101.6	36	106.7	30	69.2	146	96.1
合計 【100.0】	34,369	98.0	30,540	97.2	31,238	96.7	32,491	96.2	128,638	97.1

※用途の【 】内数字は用途比率。前年比の( )内数字は閏年修正値。

## 【25年度域内・域外販売状況等】

（単位：トン・%）

		年間販売量	前年比	比率	前年比数量	備考
域内（8乳業者）		82,465	91.7	64.1	△ 7,190	
域外（13乳業者）		46,173	108.4	35.9	+ 3,297	
合計		128,638	97.1	100.0	△ 3,893	（生産減）
販売	直接販売	33,452	94.4	26.0	△ 2,002	
	全国連再委託	95,186	98.1	74.0	△ 1,891	



# 26年度事業計画

## 1 基本方針（概略）

- ・ 国内経済は、政府による一連の経済対策が奏功し、明るさを取り戻しつつあるが、一方では金融緩和による円安などを背景に、飼料穀物及び乾牧草並びに乳製品の輸入価格が高い水準にあり、飼料等の海外依存が強まっている今日、酪農経営に与える影響は非常に大きい。また、TPP交渉の行方も依然として不透明な状況。
- ・ 国内の生乳生産は引き続き減少記帳となっており、この状況がこのまま改善されなければ、我が国の酪農乳業界にとって深刻な事態となることが懸念されている。
- ・ 全国的生乳計画生産は、24年度から3年間は減産しない方針が決められているが、四国は減少傾向に歯止めがかからず、酪農の再生産確保、良質乳による安定供給が困難な状況にある。引き続き、生乳生産基盤の維持・拡大を図り、安心して生産できる環境づくりに取り組む。
- ・ 生乳取引交渉は、25年度は飲用向け（但し学乳分は25年度に限り除く）に対し5円の値上げで決着。組織決定した方針に沿い、引き続き粘り強い交渉に努める。
- ・ 良質乳生産のための安全・安心確保対策は、酪農家並びに関係団体等のご理解・ご協力のもと、記帳状況が大幅に改善された。今後とも関係機関の協力等を得ながら徹底した取組みを実施していく。また引き続き、最優先取組み事項と位置付け、生乳の安定供給と供給責任を全うすることを通じて、有利販売等についても鋭意努める。
- ・ 生乳販売に特化した組織として、乳価上昇と経費削減の両面に、一層の対応強化を図り、手取り価格の向上と安定した生産環境の創出に努める。

## 2 生乳の取り扱い・収支計画

### (1) 生乳取扱計画

(単位：トン)

項目	計画数量
生乳	127,900



### (2) 収支計画

(単位：千円)

科目	計画金額	備考
販売品販売高	14,132,950	
販売品販売原価	14,090,552	
販売事業総利益	42,398	販売高×0.3%
検査事業収益	47,664	配分・牛群・依頼検査料収入
検査事業費用	30,500	検査委託料、検体輸送料、減価償却費
事業管理費	53,733	人件費、業務費、諸税負担金、施設費、その他管理費
事業利益	5,829	
検査機器更新積立金	10,299	検査機器類の更新積立準備金、法人税等充当金を除く
事業外収益	114,583	受取配当金、受取補助金、受取補助金、雑収入等
事業外費用	101,963	支払補助金、支払補助金等
経常利益	8,150	
法人税、住民税、事業税	6,865	検査機器更新積立金に対する法人税等充当金を含む
当期剰余金	1,285	

## 26年度生乳の安全安心確保のための対策

日頃より、良質乳の生産にご尽力いただき、ありがとうございます。

4月22日に第11回生乳の安全・安心確保のための四国地域協議会をアルファあなぶきホール大会議室で開催し、行政・乳業者及び生産者団体等関係者が参会し、26年度の取組み方針が承認されました。

### 26年度の四国ブロックとしての取組み方針について

#### (1) 記帳・記録内容の質の向上

生産者並びに各関係機関等のご理解・ご協力により、25年度は記帳項目全6項目における項目ごとの未記入者がゼロとなり、大幅な改善となりました。

26年度につきましては、25年度末の記帳状況を維持していただきますとともに、以下の指摘事項に注意の上、記帳・記録の質の向上に向け、引き続きよろしくお願い致します。

※指摘事項：動物用医薬品の投与記録の記入欄について、抗生物質しか記入されていないケースが見られる。動物用医薬品の表示のある薬剤は、全て記入いただきたい。

#### (2) 農薬等実態調査の実施

平成27年度の定期検査の管理対象物質設定の基礎資料とするため、農薬等使用実態調査（①自給飼料生産に係る農薬、②動物用医薬品、③農薬、動物用医薬品以外のその他化学物質）を実施いたします。ご協力のほど、よろしくお願い致します。

#### (3) 塩化ジデシルジメチルアンモニウム及びモノ、ビスーアルキルトルエン（以下、DDAC等）を含む殺菌・消毒剤の使用について

前年度に引き続き、搾乳機具やバルク洗浄剤、乳房清拭剤は安全なものを使用するようにお願い致します。

#### (4) バルク室の衛生管理、施設管理の改善

生乳の品質管理や外部からの隔離の上で販売上、特に重要な管理点です。

バルク室の整理・整頓、清掃は定期的実施いただきますよう、お願い致します。

### ～ポジティブリスト制度に対応した酪農乳業の一体的な取組み～

ポジティブリスト制度に対応するためには、出荷・輸送・製造・販売・流通段階で農薬等が基準値を超えていないことが求められます。しかし、全ての生乳に対して全農薬等の残留を検査することは不可能なため、酪農乳業は一体となって効率的な品質管理システムを構築し、消費者の信頼を確保することとしています。

品質管理システムの基本的な考え方については、26年度版チェックシートでご確認ください（裏表紙の裏に詳しく記載）

# 26年度の計画生産

## 1. 四国の計画生産目標数量の試算数量

中央酪農会議試算（平成26年2月12日時点）による平成26年度の四国の計画生産目標数量は129,972ト、前年度実績100.6%の水準です。内訳は、販売基準数量129,110ト、特別調整乳数量762ト、選択的拡大生産数量（チーズのみ）100トです。

中央酪農会議による四国の目標数量試算値

(単位:ト)

計画生産目標数量				
供給目標数量			選択的拡大 生産数量 (チーズのみ) ④	⑤=③+④
販売基準数量①	特別調整乳数量②	③=①+②		
129,110	762	129,872	100	129,972

## 2. 配分方法

中央からの正式な数量設定（5月末）を受けた後、速やかに正式配分を実施します。

尚、会員別の配分は、25年度配分方法と同様とします。（25年度実績に対して、一律水準の配分）

## 3. 目標数量の会員間調整等

25年度と同様、9月と12月の2回実施いたします。

## 4. 超過・未達ペナルティの設定

25年度と同様とします。

尚、超過・未達ペナルティは、12月での会員間調整を経た、最終の会員別目標数量を基準に算定いたします。

## 5. その他

26年度期中で、急激な需給緩和の変動等、特殊事情があった場合は、中央の方針を考慮し、生乳受託販売委員会・理事会で協議の上、本体策の見直しを図ります。



# 平成26年度季節別乳価要領について

四国管内の生乳を有利に販売する一環として、生乳の需要期に対して、的確な生産を誘導することを目的として、季節別乳価要領を設定しております。需要期生産へのご協力をよろしくお願い致します。平成26年度需要期生乳生産奨励実施要領は、以下の内容で決定を致しました。変更はございませんが、改めて内容をご確認ください。

## 平成26年度需要期生乳生産奨励実施要領

(1) 目的

当連合会は、会員より委託された生乳を有利に販売する一環として、生乳の需要期に対して的確な生産を誘導することを目的として、季節別乳価を実施する。併せて、国の生乳不需要期支援緊急対策事業の措置を踏まえ、下記のとおり取り組みを実施する。

(2) 対象生乳

当連合会が、会員より生乳受託規程に基づき受託する全生乳（公共分を除く。）を対象とする。

(3) 対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間とする。

(4) 季節別乳価の実施方法

不需要期積立金は -4円/kgとし、期間は4・5月及び12月から3月とする。

需要期奨励金は+6円/kgとし、期間は7月から10月までとする。

不需要期		需要期							不需要期		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月調整
-4円/kg			+6円/kg					-4円/kg			

(5) 不需要期積立金の徴収並びに需要期奨励金の支払時期・方法など

- ①過不足金は、会員毎に管理する。
- ②年度末の実績確定後、4月分乳代で一括（積立金徴収と奨励金の支出）処理する。
- ③但し、年度途中で廃業した場合、各会員が当要領による過不足金が生じないように管理し、当該廃業者の最終の乳代精算時で個別処理を行う。
- ④事務処理方法等については、会員別・酪農家別の積立金と奨励金の計算書を年度末実績確定後、当連合会は作成し、会員に通知する。

(6) 経理処理

季節別乳価の積立金及び奨励金等については、他の勘定科目と区分して管理する。

(7) 本要領の統一

当連合会は第7回臨時総会等で決定した機能強化中期計画の方針に基づき、各県会員団体は当連合会が実施している本要領に統一するものとするが、会員団体等で別途の運用を行う場合は、四国生乳販連に内容等を報告する。

(8) 要領の変更

本要領の変更については、生乳受託販売委員会の意見をきいて、この連合会の理事会において定める。

附則 この要領は、平成26年4月1日より実施する。

# 平成26年度事業別生産者拠出金、手数料の概要

中央団体（Ｊミルク・中央酪農会議）からの通知により、下記のとおり、拠出金・手数料等の単価を設定いたします。

26年度は、中央酪農会議における生乳需要の維持・拡大のための中長期的な理解醸成活動の基本方針等を踏まえ、「牛乳消費促進対策事業」の賦課金減額分（▲5銭）を本会の需要拡大対策や需給調整対策の独自財源として保留させていただきます。但し、本会において本財源を活用した対策を実施した時は、生乳受託販売委員会・理事会に報告するものとし、残額が生じた場合、按分精算により返還いたします。

毎月の支払いとなっているものは、平成26年4月分乳代から適用させていただくこととなります。引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 中央酪農会議の各事業に対して生産者が拠出するもの

事業区分			平成26年度			備考
			飲用等向け (飲用/学乳/はっ酵)	全生乳 (公共分除く)	特定乳製品 (加工向け)	
新旧	徴収方法					
牛乳消費喚起対策事業 // (販連留保事業)	継続	毎月	10銭/kg	—	—	
	新規	毎月	5銭/kg	—	—	
酪農理解醸成消費者 対策事業	継続	毎月	—	4銭/kg	—	前年度 同額
需給調整機能強化全国 支援事業	継続	毎月	—	1銭/kg	—	//
BSE対策酪農互助 システム支援事業	継続	一括	—	1銭/kg	—	//
加工原料乳等生産者経営 安定対策事業	継続	四半期	—	—	国の承認を得 た後に通知	前年度 25銭/kg

※印、牛乳消費喚起対策事業(販連留保事業)は、残金が生じた場合、按分精算により返還する。

※印、需給調整機能強化全国支援事業は、実績確定後、残金が生じた場合、按分精算により返還する。

※印、BSE対策酪農互助システム、加工原料乳等経営安定対策は、年度末精算により返還が発生する事業。

## 2. Jミルク並びに各県普及協会拠出金（生産者が拠出するもの）

事業区分			平成26年度			備考	
			飲用向け	全生乳 (公共分除く)	特定乳製品 チーズ・生クリーム		
新旧	徴収方法						
Jミルク 消費拡大拠出金	牛乳口	継続	毎月	5銭/kg	—	—	前年度同額
	乳製品口	継続	毎月	—	—	2銭/kg	前年度同額
県普及協会 消費拡大地方拠出金	継続	毎月	—	3銭/kg	—	—	前年度同額

## 3. 生乳販売手数料（本会、受託生乳販売代金に対する料率）

	平成26年度手数料率	新旧	徴収方法
四国生乳販連	0.3%	継続	毎月



# 平成26年度酪農関係事業の概要

## 1. 加工原料乳生産者補給金（継続）

### （1）事業実施主体

指定生乳生産者団体

### （2）補給金単価並びに限度数量

- ・ 1 kg当たり補給金単価は、流通飼料価格の上昇、家族労働費の増加、猛暑による乳量の減少分などを踏まえ、25年度比25銭上げの12円80銭。
- ・ 限度数量は、特定乳製品向け生乳供給量として見込まれる176万7千ト～183万3千トの中間値をとって、25年度比1万ト減少の180万ト。

### 《補給金単価の算定》

	搾乳牛1頭当たり 生産費の変化率	÷	搾乳牛1頭当たり 乳量の変化率	
①生産コスト変動率	1.0159		0.9958	=1.0202
	25年度単価	×	生産コスト変動率	※前年比25銭上げ
②平成26年度単価	12.55円/kg		1.0202	=12.80円/kg

### ※25銭上げの要因

- ・ 上げ要因（60銭）：流通飼料費42銭、家族労働費7銭、乳量の減少分5銭、その他6銭
- ・ 下げ要因（35銭）：子牛価格19銭、乳牛償却（廃用牛価格の上昇）8銭、その他7銭

## 2. 加工原料乳生産者経営安定対策事業（継続）

### （1）事業実施主体

指定生乳生産者団体

## 3. 酪農経営安定対策補完事業（拡充）

### （1）事業目的

酪農ヘルパーの人材育成、傷病時利用の円滑化、酪農ヘルパー利用組合の強化を推進。

牛群検定による長命連産性の改良に関するデータ収集、分析、未經産雌牛の遺伝的能力評価の実施やその有効活用を支援することにより、酪農経営におけるゆとりの創出や生産性向上を図る。

### （2）事業内容

#### 1) 酪農経営安定支援ヘルパー事業（事業実施期間：26年度～28年度）

##### ①酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援（新規）

ア 酪農後継者や新規就農を希望する酪農ヘルパー向け研修、他団体等が実施する研修への参加を促進する。

イ ヘルパー確保のための募集の取組、雇用前研修、実践研修を支援する。

ウ 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役を支援する。

エ 業務拡大に必要な免許取得を支援する。

オ コントラ等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保について支援する。

## ②傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化（拡充）

傷病時（病気、事故等）にヘルパーを利用する場合の利用料金を軽減する対象に「育児サポート」を追加する。

## ③酪農ヘルパー利用組合の強化等（拡充）

ア 収益改善のための経営診断、収支改善計画の作成、広域利用調整やコントラ等支援組織との統合等を支援する。

イ ヘルパーの傷害補償保険、損害賠償保険の加入を促進する。

ウ 家畜防疫対策に係る計画策定、防疫機器等の整備を支援する。

エ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する。

## 2) 牛群検定システム高度化支援事業

### ①生産寿命・繁殖成績の向上

生産コストを低減する長命連産性に関する改良を図るため、肢蹄に関する遺伝的能力評価精度の向上に必要な画像情報による肢蹄状況データ等を収集・分析する取組を支援する。

### ②遺伝子情報を用いた遺伝的能力の向上

未經産牛等の遺伝子情報を用いた遺伝的能力評価（ゲノミック評価）の実施のために必要なサンプルの収集や検査等の取組を支援する。

### ③乳用雌牛を活用した収益の向上

収益性向上を図るため、後継牛生産に適さない低能力の乳用雌牛に黒毛和種受精卵を移植する場合、受精卵移植経費の一部を助成する（70,000円/頭上限・補助率1/2以内）

## (3) 事業実施主体

1) 都道府県団体、民間団体

2) 都道府県団体

## 4. 酪農生産基盤維持緊急支援事業（新規）

### (1) 事業目的

都府県の酪農生産基盤が弱体化し、生乳生産への影響が懸念されるため、生産者集団等が行う生産基盤維持のための取組を支援することにより、各地域の飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の体質強化や多角化等に資する。

### (2) 事業内容

地域酪農生産基盤維持計画を策定して行う取組に対し、次のとおり支援を行う。また、集団での取組要件の下限を緩和する。

#### 1) 後継者確保対策

##### ア 担い手経営向上支援

担い手となる後継者等に対して、経営研修、交流ネットワークの構築等の取組を行う場合に、費用の一部を助成する。

## イ 後継者の経営基盤の強化

担い手と位置付けられた後継者に対して、初妊牛の導入、畜舎の増改築等の経営基盤の強化の取組を支援する場合に、費用の一部を助成する。

- ・初妊牛の導入（50,000円/頭）
- ・性判別受精卵移植への補助（100,000円/頭上限・補助率1/2）等

## 2) 乳用牛の円滑な継承の推進

地域内で生乳生産を中止する酪農家や経営規模を縮小する酪農家の乳用牛を地域内の酪農家で継承する場合に、奨励金（32,000円/頭）を交付する。

## 3) 増頭対策の推進

乳用牛の増頭を図るために畜舎改修資材（対象資材の拡大）の共同購入や簡易施設・装置の導入を行う場合に、費用の一部を助成する。

## 4) 暑熱対策の推進

暑熱の低減を図るため技術指導や関連資材・機材（例：扇風機）の共同購入等を行う場合に、費用の一部を助成する。

## 5) 繁殖・飼養・衛生管理技術等の向上

ア 乳用牛の繁殖性や生産性の向上を図るための乳用牛の健康診断、自給飼料を活用した飼養管理の向上を図るための飼料の分析・設計及びこれらに基づく技術指導を行う場合に、費用の一部を助成する。

イ 乳用牛の衛生的で健康・快適な飼養環境の確保を図るための畜舎の環境改善を行う場合（牛床マット等のカウコンフォートに対応する資材）に、費用の一部を助成する。

## 6) 高能力雌牛の整備

地域内の低能力雌牛に遺伝的能力の高い性判別受精卵を移植し、高能力な雌牛の整備を行う場合に、費用の一部を助成する（60,000円/頭上限・補助率1/2）

## 7) 高付加価値化・販路拡大の推進

地域内の低能力雌牛に遺伝的能力の高い性判別受精卵を移植し、高能力な雌牛の整備を行う場合に、費用の一部を助成する（60,000円/頭上限。補助率1/2）

## (3) 事業実施主体

民間団体

※25年度事業である「酪農生産基盤回復支援事業」の継承的な事業。

## 5. 加工原料乳供給安定緊急特別対策事業（新規）

## (1) 事業目的

各経営体において飼養管理の改善のための自己点検を行うとともに、改善指導等を行うことにより生乳生産の増加を推進し、脱脂粉乳・バター等の国産乳製品の安定供給に資する。

## (2) 事業内容

飼養管理改善のため、給餌方法、搾乳方法、衛生管理、牛舎環境、暑熱対策、繁殖管理等について経営体ごとに自己点検を実施し、改善指導等に取り組む指定生乳生産者団体に対し、脱脂粉乳・バター等向けの加工原料乳出荷数量（※）に応じて交付金（0.20円/kg）を平成26年度に限り交付する。

## (3) 事業実施主体

指定生乳生産者団体

## 6. 飼料自給力強化支援事業（新規追加並びに拡充）

## (1) 事業目的

輸入飼料穀物や粗飼料の価格が高騰する中、畜産経営の安定・向上を図るため、国産粗飼料の生産、流通等の機能を強化し、国産粗飼料の一層の利用拡大を推進する。

## (2) 事業内容

## 1) 都府県酪農経営国産粗飼料利用体制強化事業（新規）

都府県酪農の輸入粗飼料への依存体質を改善し、国産粗飼料の利用・定着を推進するための取組みの支援（6,100円/頭）を行う。

取組内容：①二期作・二毛作、②借地利用、③優良・奨励品種、④耕畜連携  
⑤国産粗飼料の広域流通、⑥知事特認  
面積要件：1a/頭以上

## 2) 公共牧場等機能向上支援事業（拡充）

公共牧場等の採草地や放牧地において、土壌の侵食や流出により荒廃した箇所再生改良等や受精卵移植に必要な機器の導入など放牧管理用施設の機能向上のための整備、畑作物の導入による永年草地の強害雑草対策等への支援。

## 3) 国産粗飼料活用促進事業（拡充）

国産粗飼料の安定的かつ効率的な乾燥・調製等の手法や広域流通体制の構築のための新たな取組を支援するとともに、広域流通による国産粗飼料の利用拡大に対して支援。

## 4) TMRセタ-等体質強化事業（拡充）

TMRセタ-等について、ソサセタ-等を活用した経営診断や技術面での指導による運営管理方法等の改善計画作成や既存TMRのための施設等機能向上、機械等リース導入に要する経費支援。

## 5) 飼料基盤活用強化事業（拡充）

ソソサセタ-等が行う草地への転換、草地更新等に要する経費を支援するとともに、ソソサセタ-等の高Iセタ-飼料作物を新たに作付けした場合、当該拡大面積の作付け等に要する経費の支援。

## (3) 事業実施主体

民間団体

## 四国生乳販連・行事だより

会 議 名		協議内容・報告事項
開催月日	場 所	
第3回監事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・25年度監査計画及び上半期監査実施に伴う内容の検討</li> <li>・25年度上半期監査の終了に伴う監査報告書及び監査調書の原案策定等</li> </ul>
11月8日	四国生乳販連会議室	
第50回生乳受託販売委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生乳受託販売委員の任命</li> <li>・25年度乳価値上げに伴う経過並びに乳代処理等</li> <li>・日本酪農協同(株)香川工場の製造中止</li> <li>・生乳の安全・安心確保に係る取組み状況</li> <li>・25年度生乳計画生産対策に係る期中調整等</li> </ul>
11月15日	サンポートホール 高松5F会議室	
役員推薦会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員候補の件</li> </ul>
1月30日	四国生乳販連会議室	
第5回理事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約等の改正</li> <li>・役員に対する退任慰労金支出並びに慰労積立金取り崩し</li> <li>・中期経営計画書の設定</li> <li>・26年度事業計画設定</li> </ul>
2月12日	香川県農協本店 西の丸別館会議室	
第4回監事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事監査規程の改正</li> </ul>
2月12日	香川県農協本店 西の丸別館会議室	
第30回臨時総会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の補欠選任</li> <li>・役員に対する退任慰労金支出並びに慰労積立金取り崩し</li> <li>・26年度理事及び監事の報酬</li> <li>・中期経営計画書の設定</li> <li>・26年度事業計画設定</li> <li>・規約及び監事監査規程の改正</li> </ul>
2月12日	香川県農協本店 西の丸別館会議室	
第6回理事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生乳受託販売委員の任命</li> <li>・26年度理事の報酬</li> <li>・26年度生乳取引</li> <li>・債権管理要領に基づく信用限度額の設定並びに債権の保全措置に係る根抵当権の設定</li> <li>・利益相反に関する契約締結</li> <li>・26年度季節別乳価の設定</li> <li>・26年度生乳計画生産対策</li> <li>・26年度事業別、生産者拠出金概要並びに中央酪農会議の生乳需要の維持・拡大のための理解醸成活動等及び四国販連の牛乳消費喚起対策事業の取り組み</li> </ul>
2月12日	香川県農協本店 西の丸別館会議室	
第5回監事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表監事の選任</li> <li>・26年度監事の報酬</li> <li>・退任役員慰労金の支出</li> </ul>
2月12日	香川県農協本店 西の丸別館会議室	



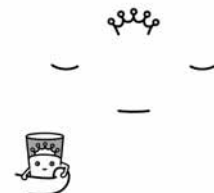
第51回生乳受託販売委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 26年度生乳取引</li> <li>• 26年度季節別乳価の設定</li> <li>• 26年度事業別、生産者拠出金等概要並びに中央酪農会議の生乳需要の維持・拡大のための理解醸成活動等及び四国販連の牛乳消費喚起対策事業の取り組み</li> <li>• 26年度生乳計画生産対策</li> <li>• 26年度乳製品自家製造を行う生産者の部分委託に係る承認</li> <li>• 良質乳の供給、生乳の安全・安心確保のための対策</li> </ul>
2月12日	香川県農協本店 西の丸別館会議室	
第11回生乳の安全・安心確保のための四国地域協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 25年度生乳の安全安心確保のための取組み報告</li> <li>• 26年度生乳の安全安心確保のための取組み</li> </ul>
4月22日	アルファあなぶき ホール大会議室	
第1回理事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第14回通常総会の招集並びに附議事項</li> <li>• 農林水産省、常例検査実施に伴う検査書及びその回答書</li> <li>• 旅費規程の改定</li> <li>• 四国乳業(株)坂出工場閉鎖</li> <li>• 加工原料乳生産者補給金交付規程の改定</li> <li>• 利益相反契約締結</li> <li>• 生乳受託販売委員任命</li> <li>• 26年度生乳取引</li> <li>• 集送乳の合理化等推進に係る経過報告</li> <li>• 四国乳業(株)の根抵当権設定の見直し</li> </ul>
4月24日	香川県農協本店 西の丸別館会議室	
第1回監事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農林水産省、常例検査実施に伴う検査書及びその回答書</li> <li>• 26年度監査計画</li> </ul>
4月24日	香川県農協本店 西の丸別館会議室	

職 員 人 事

異動職員

角野広隆（平成26年2月28日 全国農業協同組合連合会へ帰任）

2年間お世話になり、ありがとうございました。



Point

# 暑熱対策のポイント

1

## 牛体からの放熱の促進に努めましょう!



毛刈りをする。

(全体の毛刈りが無理な場合は、腹部(乳房まわり)などを毛刈りする。牛床のクッション性の確保など牛の快適性を改善する。)

牛体を冷やす。

(牛に風が当たるようにし、体感温度を下げる。また、シャワーなどを利用して牛体を冷やす。)

## 牛舎内の温度上昇防止と

## 湿気とアンモニアの排出に心がけましょう!

2

牛舎の風通しを良くする。

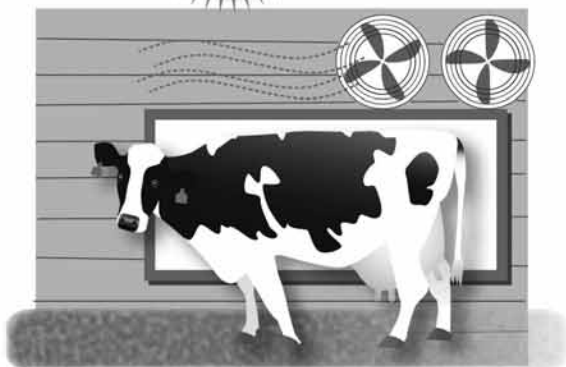
(窓の開放、壁に開口部の設置、障害物の撤去、密飼いをしない。)

屋根を断熱、冷却する。直射日光を遮る。

(屋根を白く塗装(石灰塗布など)、屋根への散水、スプリンクラーを設置する。日除け・ひさし(つる性の植物を植えて緑のカーテンを作るなど)を設置する。)

給水器を点検する。

(飲み水が不足しないよう水圧を確保する。水槽を清掃し、清潔な水を供給する。)



3

## 飼料摂取量の減少防止と 不足栄養分を補給しましょう!



新鮮な水を十分に給与する。

品質の良い粗飼料を給与する。

(消化の良い粗飼料を十分に給与し、牛体から発生する熱をおさえる。また、涼しい時間帯に給与する。)

飼料の変敗を防止する。

(飼料の適正管理、飼槽を清掃する。)

塩分、重曹などミネラル等を補給する。

